

更生保護活動における民間協力者への活動支援について

刑事司法手続から離れた犯罪をした者等への支援については、国から地方公共団体に支援の主体が移行するが、社会復帰を目指して行われる更生保護活動においては、保護司をはじめとする民間協力者の協力が必要不可欠である。

令和6年5月に滋賀県大津市で保護司が殺害された事件を受け、更生保護活動のイメージ悪化や支援対象者への偏見により、民間協力者の活動への影響が懸念される中、民間協力者が安心して活動していくためには、活動場所確保等の支援や更生保護活動に対する理解促進を、国と地方公共団体が一体となって行う必要がある。

国においては、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」を策定する中で、民間協力者の活動促進や関係者間の連携強化を掲げている。

また、地方公共団体においては、民間協力者に対する補助や、活動場所確保への協力及び犯罪予防活動等の地域活動への支援を行ってきたところである。しかしながら、これらの支援の多くは地方公共団体による自発的な協力を委ねられている。

例えば、保護司の活動場所の一つである「更生保護サポートセンター」等の面接場所の確保については、国が所有する公的施設の積極的な提供もない中、地方公共団体へ「民間協力者への協力依頼」が発出されているが、地方公共団体の公共施設は面接に適した場所が少なく、また、民間施設を借り上げた際の賃借料に対する補助を行うにしても財政的な負担は大きく、活動場所の確保に苦慮している実態がある。加えて、地方公共団体側からは、公平性の観点から特定の団体への支援が難しいといった問題もある。

また、再犯防止に係る取組においては、地域生活定着支援センターの支援対象とならない場合に、刑事司法機関から地方公共団体や民間協力者へ、生活困窮や障害等の課題を抱えた支援対象者に関する情報提供や引継ぎが行われず、適切な支援につながらない事案が生じており、これら関係者間の情報の引継ぎや、適切な連携ができる仕組みづくりが必要である。

さらに、更生保護活動への認知度が低いことにより活動内容が正しく理解されないことから、支援対象者が施設等から受入拒否をされる場合や民間協力者になることをためらう事案も発生しているため、支援対象者への偏見を解消し、民間協力者の認知度を向上させることは急務である。

については、更生保護活動における民間協力者への活動支援について、次のとおり要望する。

- 1 民間協力者の活動場所について、国においても所有する公的施設の提供等の手段を講じ、地方公共団体と一体となって確保に努めていくこと。
- 2 犯罪をした者等の適切な支援を地域で行えるよう、国が主体となって、国や地方公共団体、民間協力者間の情報の引継ぎや速やかな連携ができる仕組みを構築すること。
- 3 更生保護活動の認知度向上・地域への理解促進に向けた取組をより一層充実させること。
- 4 地方公共団体及び民間協力者に対する財政支援を新設・拡充すること。

令和6年 月 日

法務大臣

牧原秀樹様

九都県市首脳会議

座長	千葉県知事	熊谷俊人
	埼玉県知事	大野元裕
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎